岡崎市

企業立地ガイド

令和７年４月

1 企業立地をお考えの皆様へ

新工場を建てたいけど、補助金はあるだろうか？

設備投資に対する補助金は…

まずはどこに相談すればいいんだろう？

移転・拡張が可能な土地を知りたい

企業立地の手続きが複雑で分からない

こんなお悩みありませんか？

工場立地総合窓口にご相談ください

商工労政課は、事業者様のスムーズな企業立地実現のため、工場等の立地に関する奨励・補助制度、税制優遇制度等の情報提供を行うほか、開発や農地、景観、環境等の許認可・届出に係る相談や調整などの伴走支援を行う総合窓口です。
工場等の立地をご検討の際は、まずは、商工労政課にお問い合わせください。

伴走支援を知りたい　2ページへ
補助制度を知りたい　3～4ページへ
産業用地を知りたい　5ページへ
その他の制度について　6ページへ

〒444-8601　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地
岡崎市経済振興部　ＴＥＬ：0564-23-6287
商工労政課ものづくり支援係　ＦＡＸ：0564-23-6213
Ｅ-ｍａｉｌ：shoko@city.okazaki.lg.jp

（市ホームページ）

2 伴走支援について

相談者

1 立地計画

2 総合窓口に相談

3 各種手続き

4 立地

5 操業開始

総合窓口（商工労政課）

● 総合窓口による支援開始

・産業用地
・補助制度　　などを御案内します
・各種手続き

● 担当部署との調整

企業立地に必要な手続きをサポートします。
手続きの一例は、「企業立地の主な手続き」をご確認ください。

● 操業後のアフターフォロー

奨励金の交付のほか、操業後のお悩みごとも総合窓口では継続的にサポートします。
お気軽にお問い合わせください。

ニーズやフェーズに即した支援

企業立地の主な手続き

手続き名	法令等	要件
大規模土地利用行為に係る事前協議	岡崎市土地利用基本条例	土地の造成（工場用地など）やその他土地の区画形質※の変更を行う場合 ■協議規模：市街化区域：10,000㎡以上　市街化区域外：1,000㎡以上
特定事業手続条例に基づく手続き	岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続及び実施に関する条例	建築基準法第４条第12項に規定する開発行為面積が3,000㎡以上の事業、農地転用・伐採届が必要な行為、その他の施設
開発許可	都市計画法	建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更 例：道路・水路等を造り区画を変える、田から宅地へ造成　など
建築許可		建築物の新築、改築若しくは用途の変更など
農振農用地区域の除外	農業振興地域の整備に関する法律	開発用地が農業振興地域の農用地である場合
農地転用許可	農地法	農地を農地以外のものにする目的で、売買、賃借等を行う場合
屋外広告物の許可	屋外広告物条例	敷地内において、広告板などの屋外広告物を掲出する場合で、最大可視面積が20㎡を超えるときは許可申請が必要。
特定工場の届出	工場立地法	■業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く） ■規模：敷地面積9,000㎡以上、または建築面積 3,000㎡以上
特定事業等に係る環境保全手続き	騒音規制法振動規制法県民の生活環境の保全等に関する条例	著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場は届出が必要。 ■対象地域：市内全域　※都市計画区域外と工業専用地域は対象外
土壌汚染対策法に基づく手続き	土壌対策汚染法	一定規模（3,000平方メートル）以上の土地の形質変更（土地の掘削等）する場合
水質汚濁防止法	水質汚濁防止法	排水を下水道へ流す場合：上下水道部サービス課工事検査係へ届出 浄化槽を設置する場合：201人槽以上の浄化槽は水質汚濁防止法上の特定施設に該当

※その他、手続きが必要な場合があります。

3 奨励制度の概要

岡崎市では、産業の振興と雇用の拡大を図るため、市内で土地・建物などを新たに取得し、工場、倉庫、研究施設、本社機能を新設または増設する事業所の皆様に、**最大１０億円（消費者向け製品製造工場等建設奨励金は最大２５億円）**の奨励金を交付いたします。

１．工場等（倉庫等）建設奨励金

対象	対象地域	奨励措置
工場等※1の新設（１，０００㎡以上） 工場等の増設（５００㎡以上）	市内全域	事業所税資産割相当額×５年間（認定床面（㎡）×６００円）
	工業団地・特定地域・産業立地誘導地区・承認地域経済牽引事業計画※3に基づき立地した工場等	事業所税資産割相当額×５年間（認定床面積（㎡）×６００円）＋固定資産税相当額×３年間（土地・家屋・償却資産）
本社機能※2の新設（１，０００㎡以上） 本社機能の増設（５００㎡以上）	地域再生計画に基づく地方活力向上地域	
倉庫等の新増設（１，０００㎡以上）	工業団地・特定地域・産業立地誘導地区、承認地域経済牽引事業計画に基づき立地した倉庫等	

２．消費者向け製品製造工場等建設奨励金

対象	対象分野	投資規模		新規雇用	その他要件	奨励措置
消費者向け製品※4製造工場の新増設	消費者向け製品製造業（BtoC製造業）	大企業	２５億円以上	２０人以上	・新たに２０，０００㎡以上の土地を取得し工場等を新増設すること。 ・認定申請の認定を受けた日の属する事業年度の前事業年度決算において、消費者向け製品の売上高が100億円以上であること。 ・工場等の新増設に伴う市への歳入貢献が年間５億円以上であること。	新増設に係る固定資産取得費用の１０%～４０% ※補助対象工場における、消費者向け製品の出荷額割合により補助割合が変動します。
		中小企業	５億円以上	５人以上		

３．高度先端産業立地奨励金

対象	対象分野	投資規模		雇用	補助内容（補助率）	
工場の新増設（設備一新を含む）	航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他関連分野	大企業	５０億円以上	１０人以上増	新増設（設備一新を含む）の固定資産（土地を除く）取得費用	８%（県から）
		中堅企業者	２億円以上	５人以上増		１０%（県から）
		中堅企業者（みなし大企業）				８%（県から）
		中小企業者				１０%（市から）
		中小企業者（みなし大企業）				８%（市から）
研究所の新増設（設備一新を含む）		大企業	５億円以上	―		１２%（県８%+市４%）
		中堅企業者	２億円以上			１５%（県１０%+市５%）
		中堅企業者（みなし大企業）				１２%（県８%+市４%）
		中小企業者				１５%（県１０%+市５%）
		中小企業者（みなし大企業）				１２%（県８%+市４%）

４．企業再投資促進奨励金

対象	対象分野	投資規模		雇用維持	補助内容（補助率）	
県内に事業所を設置し継続して事業を行っている期間が20年以上であり、かつ、**10年以上工場等が市内に立地している**企業による新増設（設備一新を含む）	・次世代自動車（自動車関連を含む）、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他関連分野 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（西三河地域）	大企業	２５億円以　上	５０人以上	新増設（設備一新を含む）の固定資産（土地を除く）取得費用	８%（県４%+市４%）
		中堅企業者	１億円以　上	２５人以上		１０%（県５%+市５%）
		中堅企業者（みなし大企業）				８%（県４%+市４%）
		中小企業者				１０%（市から）
		中小企業者（みなし大企業）				８%（市から）

※1 工場等‥物の製造(加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。)の用に供する施設及びその研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設

※2 本社機能‥地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の２第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第３項の規定により知事の認定を受けたものに限る。）に基づき整備される事務所（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの）、研究所（研究開発において重要な役割を担うもの）、研修所（人材育成において重要な役割を担うもの）

※3 承認地域経済牽引事業計画‥地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業計画として県知事の承認を受けたもの

※4 消費者向け製品‥主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）別表に掲げるものを除く最終消費財

■注意事項

・消費者向け製品製造工場等建設奨励金の認定及び交付については、その可否を審査により決定します。

- 工場等建設奨励金、倉庫等建設奨励金の算定にあっては、認定事業者が奨励金交付期間中に市内に有する事業所用家屋の床面積を減じた場合(既存事業所の取壊し、他企業への事業所の賃貸等)、その減じた事業所床面積を奨励金対象床面積から減じます。
- **高度先端産業立地補助金と企業再投資促進補助金との併用はできません。また、消費者向け製品製造工場等建設奨励金はその他奨励金と併用ができません。**

■ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（西三河地域）（令和７年４月１日施行）

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械関連産業	11 繊維、16 化学（161,1624,165,166を除く。）、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械（274を除く）、28 電子部品・29 電気機械（274を除く。）、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他（323 に限る）
電気・電子機器関連・産業	11 繊維、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他（323 に限る）
機械・金属関連産業	11 繊維、16 化学（161,1624,165,166を除く）、18 プラスチック）、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他の製造業（323 ,3297に限る）
健康長寿関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料（105を除く）、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学（161を除く）、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他（323 ,3297 に限る）
新エネルギー関連産業	16 化学工業（161 ,1624,165,166を除く）
農商工連携関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料（105を除く）、12 木材・木製品、13 家具・装備品
食料・飲料品関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料（105を除く）・14 パルプ・紙（1431,1451,1454に限る）、18 プラスチック（1831,1832,1891を除く）、21 窯業・土石（2114に限る）、24 金属製品（241に限る）、26 生産用機械（2641,2645に限る）
住宅・建築物・同設備関連産業	11 繊維（116,117,118を除く）、12 木材・木製品（123を除く）、13 家具・装備品、16 化学（161,1624,165,166を除く）、18 プラスチック（1831,1832,1891,1892を除く）、19 ゴム製品（1933に限る）、21 窯業・土石（2114,2115,2116,2142を除く）、24金属製品（241,242を除く）

■ 各種奨励金の申請フロー

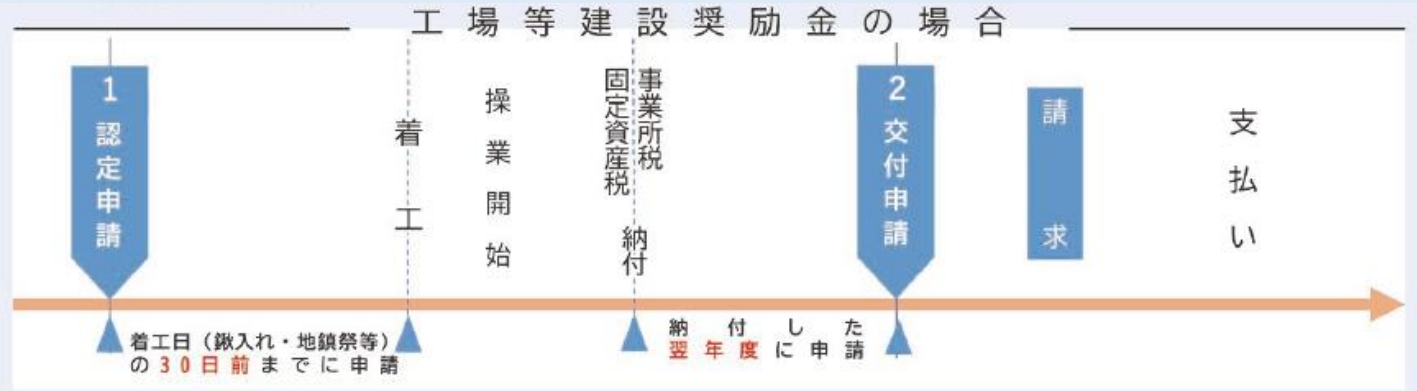

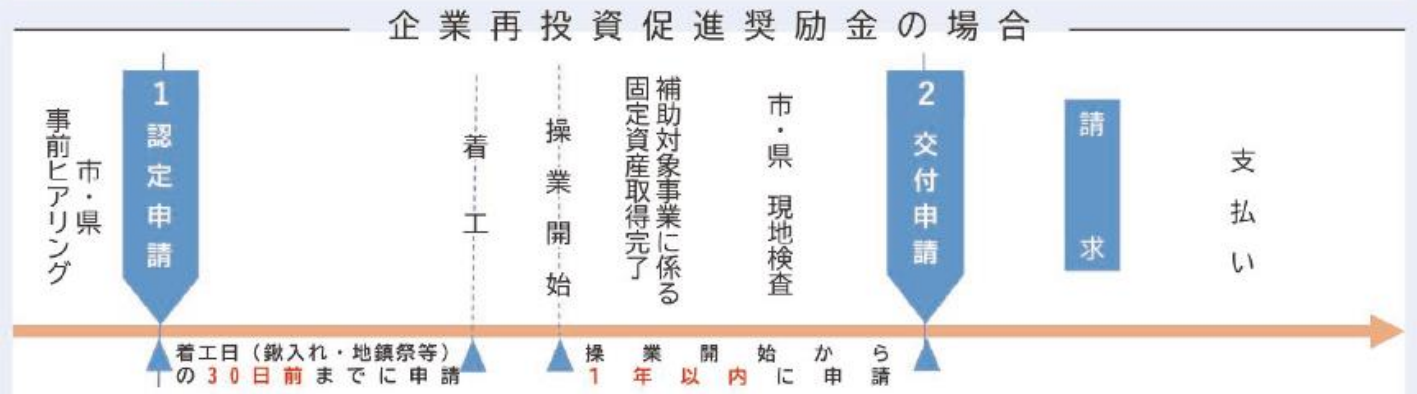

4 岡崎市の産業用地について

産業立地誘導地区

岡崎市では、産業用地の不足に対応するため、平成29年度から市街化調整区域の土地利用を緩和し、市内の一部エリアを「産業立地誘導地区」に指定しています。
この「産業立地誘導地区」は、工業系産業施設や文化教育等の施設を誘導する地区とし、令和７年３月時点では市内20箇所に産業立地誘導地区を指定しています。

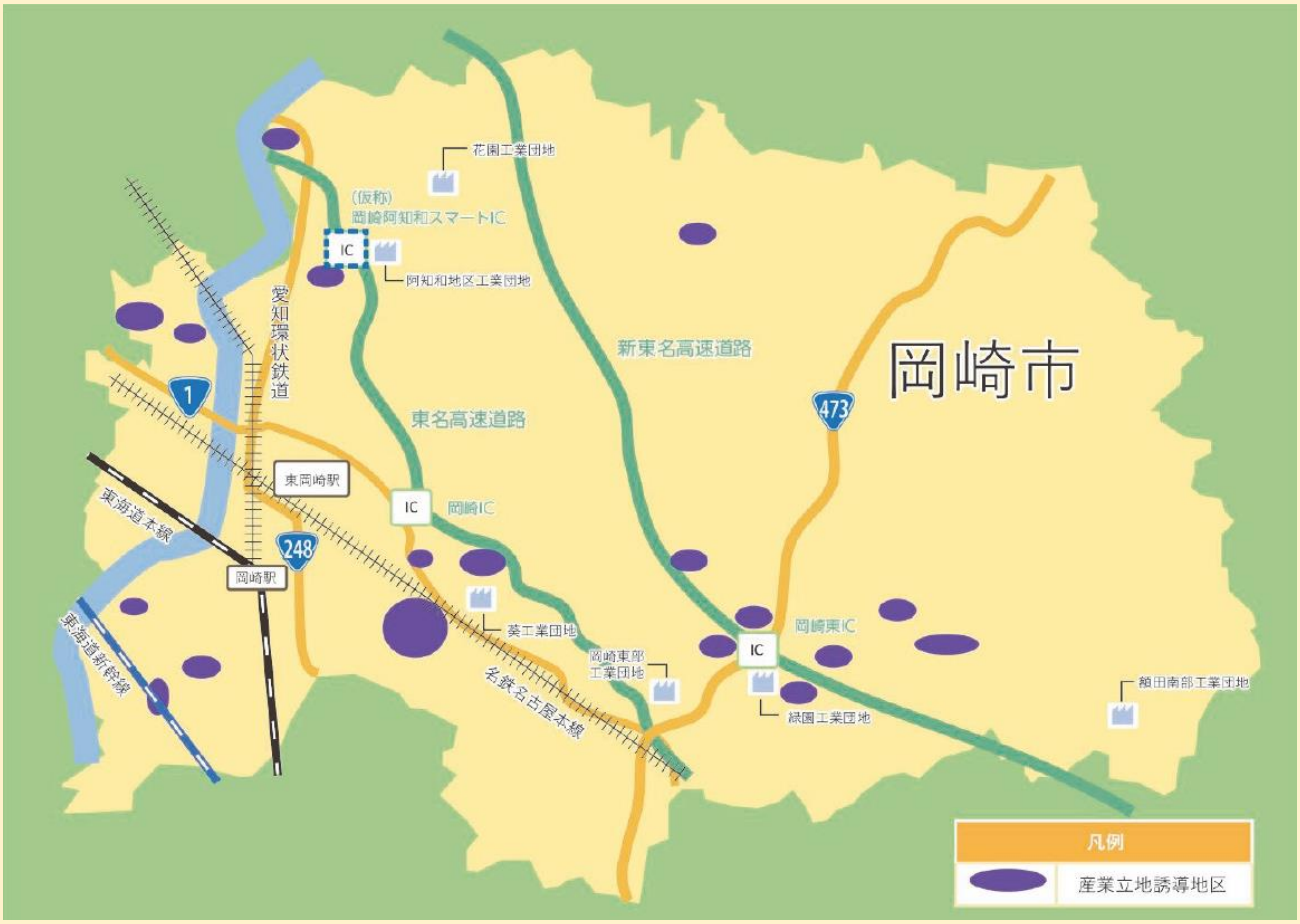

産業立地誘導地区での制限

建築可能な建築物	(1) 製造業の用に供する**工場**及びそれに関連する**研究開発施設**
	(2) 運輸業、郵便業または卸売業の用に供する**物流施設**
開発区域の制限	(1) 開発区域の面積が**５ｈａ以下**であること
	(2) 建築物の敷地面積は、**３，０００㎡以上**であること
	(3) 開発区域の全体が産業立地誘導地区の区域内であること
その他の制限	(1) 規則で定める排水調整施設が設置されていること
	(2) 規則で定める緩衝緑地が設けられていること
敷地に接する道路	**道路幅員９ｍ以上** （幅員９ｍ以上の主な道路まで継続して当該幅員があること。）

※その他、農地転用や農振除外などについての許可等が整うことを必要とする場合があります。

5 その他の制度について

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場（特定工場）を新増設または変更する際には、生産施設や緑地等を設置について、市へ届け出ることが義務付けられています。
岡崎市では、平成２６年４月１日から市準則の施行に伴い、工業専用地域、工業地域及び準工業地域の緑地面積率及び環境施設面積率の緩和しました。**※緑地率の緩和を受けるには、「行動計画書」の提出が必要です。**

認定工場		面積	工業地域 工業専用地域	準工業地域	その他地域	備考
業種	製造業 電気・ガス・熱供給業者 ※水力、地熱及び太陽光発電相は除く	生産施設	６５％以下　※業種により上限値（３０～６５％）が異なります。			駐車場、事務所、研究所及び倉庫等に関する規定はありません。
規模	敷地面積９,０００㎡以上 又は 建築面積３,０００㎡以上	緑地	緩和適用後 ２０％　→　５％以上	緩和適用後 ２０％　→　１０％以上	２０％以上	樹木が生育する区画された土地等（樹木地、低木地、芝生地、花壇等）
		環境施設	緩和適用後 ２５％　→　１０％以上	緩和適用後 ２５％　→　１５％以上	２５％以上	緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、広場、屋外運動場等）

※工業専用地域・工業地域・準工業地域において、緑地面積率20%未満または環境施設面積率25%未満とする場合は、
新設届出書・変更届出書等の提出と同時に行動計画書の提出が必要です。

行動計画書提出の流れ

岡崎市 → 企業：行動計画策定のための指針（取り組み策）を提供
企業 → 岡崎市：新設（変更）届出等と同時に、行動計画書を提出

行動計画の一例

- 岡崎市地球温暖化防止隊への参加
- 河川の清掃と保全活動
- 街路樹管理への支援
- 里山保全事業への参加
- 援農ボランティア

ものづくり推進協議会による支援

岡崎商工会議所と連携し、岡崎ものづくり推進協議会による支援を行っています。

支援スキームのイメージ

- 岡崎市：・岡崎ものづくり支援補助の交付 ・産学官連携支援
- 岡崎商工会議所：・機械金属部会（社） ・工業部会（社） ・産学官連携、新産業、地場産業中小企業支援
- → ものづくり推進協議会
- ものづくり推進協議会 ⇔ 連携 ⇔ 大学・公設試験機関（・共同研究 ・依頼試験など）
- ものづくり推進協議会 → 企業：■支援内容 ・産学官連携コーディネータの派遣 ・岡崎ものづくり支援補助金事務局運営 ・技術講座の開催 ・販路開拓、新製品開発支援 ・異業種連携による新事業展開支援

先端設備導入計画

中小企業者等が、適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が軽減されます。

【対象者】
中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等。大企業の子会社等を除く）

【対象設備】
雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備

①機械装置（160 万円以上）
②測定工具及び検査工具（30 万円以上）
③器具備品（30 万円以上）
④建物附属設備（60 万円以上）

【特例措置】
1.5％以上の賃上げ表明・・・３年間、課税標準を１／２に軽減
３％以上の賃上げ表明・・・５年間、課税標準を１／４に軽減

※令和9年3月31日までに取得した設備が対象です。

6 岡崎市へのアクセス

電車でのアクセス

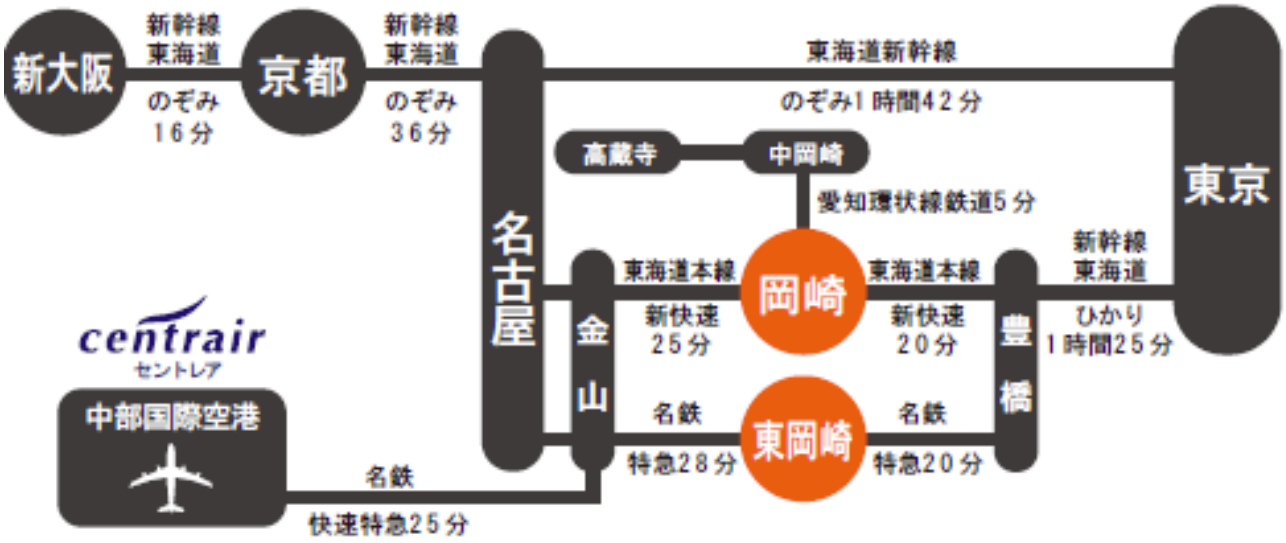

車でのアクセス

7 お問い合わせ

岡崎市経済振興部商工労政課ものづくり支援係
〒444-8601　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地
ＴＥＬ：0564-23-6287
ＦＡＸ：0564-23-6213
E-mail：shoko@city.okazaki.lg.jp

ホームページはこちらからご確認ください。

補助制度について

岡崎市の産業用地について

工場立地法について

ものづくり推進協議会について

先端設備導入計画について